

# 福岡高裁「生活保護費」引下げ取り消し裁判 逆転“勝利判決” 厚労省は判決に従え!

2013年に、自民党の選挙公約である「生活保護費の10%引き下げ」に忖度(そんたく)した厚労省が生活保護費を引き下げたことに対しての裁判で、一審敗訴をはねのけ、福岡高裁は原告に「逆転勝訴」の判決を下しました。

高裁は「生活保護法第8条1項の趣旨・目的に反する過誤・欠落があると指摘し、厚労省の裁量権の逸脱または乱用した」として「保護変更決定処分を取り消す」判決を下しました。

全生連と、福岡県連は、「原告勝訴の流れは明確になっている」と指摘。「社会保障の土台となる生活保護基準引き下げ政策が断罪された」と述べ、「原告の主張を認め上告を断念し、判決を確定させるべき」だとの声明を発表し、引下げ



逆転勝訴の垂れ幕(左)と、ネット中継された報告会(右)

前の生活保護基準に戻すよう強く求めているとしました。

判決後に行われた報告集會では、弁護団長の高木健康氏が報告。小倉生健会の田中一郎副会長も演壇から、支援者への裁判支援にお礼を述べました。



## 年金が400万円以下でも“確定申告”をしよう

確定申告は、2月16日から3月15日まで行われます。

国税庁のホームページには、「公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合には、所得税の確定申告は必要ありません(確定申告不要制度)」と書かれています。しかし、これは誤解を招く表現です。

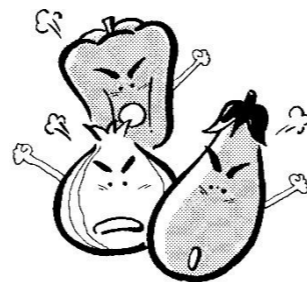
給料や年金から引かれる所得税は、あくまでも“所得税の仮払い”です。仮払いを精算するのが確定申告です。申告をすることで納めすぎた所得税が返ってくる場合があります。

特に、公的年金以外の企業年金などを受け取っている場合は、企業年金から所得税が天引きされるのが常です。

そのため、公的年金が400万円以下でも確定申告をして、この所得税を取り戻すことができる場合があります。ご検討してはいかがでしょうか。

ほかにも、所得税が戻る場合があります。余分に天引きされた所得税を取り戻し、物価高騰対策にあててはいかがでしょうか。

小倉生健会  
**生活と健康を守る**  
一人はみんなのために、みんなは一人のために



# えっふん 戦後80年間の“ゆがみ” 「米国第一・日米同盟絶対・米国いいなり」でいいのか

トランプ氏は、ヨーロッパとアメリカとの集団的軍事同盟であるNATO(北大西洋条約機構)加盟国に対して、軍事費をGDP(国内総生産)の5%に引き上げるよう求めました。

日本は、米国の求めで岸田内閣が軍事費をGDPの1%から2%に引き上げることを決め、毎年、軍事費が上がり続けています(図参照)。

今後、トランプ氏が日本にも軍事費5%を求めてくる可能性もあります。

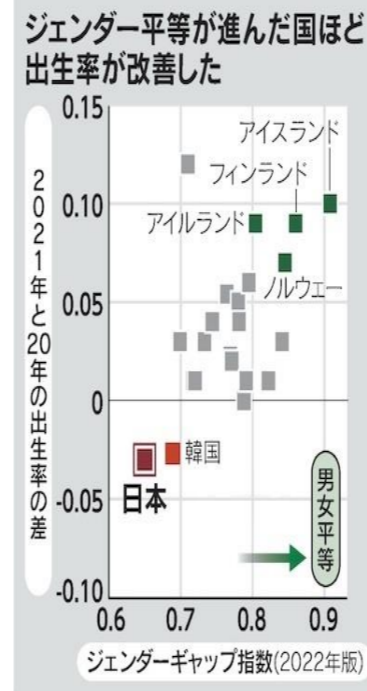
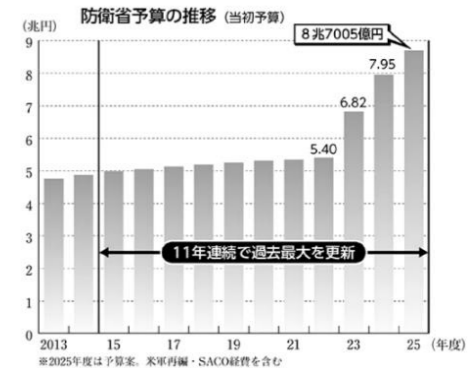
トランプ氏が大統領に就任し、早速、パナマ運河を取り戻す、領土拡大、パリ協定や世界保健機関(WHO)からの離脱、移民の強制送還などなど、国連憲章・国際法などの国際的取り組みを無視し、排外主義の姿勢をとるトランプ米大統領に世界中がおびえ、すり寄る中、日本共産党の志位和夫議長が、「(日本政府は)日米関係が重要というなら、国連憲章にもとづく平和秩序に反し、国際協調によって解決すべき

死活的な課題に背を向ける姿勢に対して、率直に意見をのべる必要があるのではないかと、の発信をしました。さすがですね。

“ゆがみ”は、ほかにも、米軍基地での性暴力や、米軍辺野古新基地建設の強行、不当な日米地位協定、核兵器への対応などなど。

日本の政治に問われているのは、トランプ米大統領に付き従うのか。軍事対軍事の悪循環をやめ、唯一の戦争被爆国として核兵器禁止条約に参加する道に進むのか。

いまこそ、対米追随から抜け出す必要があります。



## 先進7カ国の「ひとり親世帯」の貧困率

- 日本: 48.4%
- アメリカ: 45.7%
- カナダ: 43.0%
- イタリア: 33.4%
- ドイツ: 27.2%
- フランス: 24.0%
- イギリス: 22.3%

出所: OECD (2018年)

日本の母子世帯の平均年収は約200万円です。その原因の一つは、多くが非正規社員だからです。経済的に厳しいひとり親世帯。最近の物価高騰は、特に、所得の低い世帯への打撃が深刻です。

## 今月の衆議院 厚生労働委員

小倉北区在住の田村貴昭衆議院議員が、先の衆議院選挙で、比例の九州沖縄ブロック選挙区から4期目の当選を勝ち取り、衆議院の厚生労働委員になりました。

先日会った時、「厚生労働委員になって、陳情や、要請に一番熱心なのが全生連(全国生活と健康を守る会連合会)だ。実に熱心」と聞き、全国の生健会は、頑張っているなと感激しました。

2025(令和7)年1月9日

## 保有を容認された自動車の利用を制限してきた厚労省事務連絡の撤回を評価するとともに、さらなる通知の改正を求める声明

### 生活保護問題対策全国会議

厚生労働省は、2022(令和4)年5月10日付けで「生活保護制度上の自動車保有の取扱いについて(注意喚起)」と題する事務連絡(以下「令和4年事務連絡」といいます。)を発出し、全国の自治体に対し、「今般、ある自治体において、障害等を理由に通院のために自動車の保有を容認された者について、通院以外に日常生活に用いることが認められるような考えを示した事例が確認されたことから、改めて実施要領における自動車の保有の取扱いについてご留意いただき、自動車の保有について適切な指導をお願いいたします」と通知しました。これは、北海道生活と健康を守る会連合会からの要望を受けて札幌市長が「障害等を理由に自動車の保有を認められた場合は、保有する自動車を日常生活で利用することは、被保護者の自立助長、保有する資産の活用の観点から認められるものと考えております」と回答したことを念頭としてこれを否定し、保有が認められた自動車の利用を通院等の保有容認目的に限るとしたものです。

令和4年事務連絡に対しては、当会を含む6団体が2022年6月9日付けで「保有を容認された自動車の利用を制限する事務連絡の撤回を求める申入書」を出したほか、様々な個人・団体がこれを撤回するよう求める声を挙げてきました。

また、三重県鈴鹿市が、母も高齢かつ病気を患い歩行が困難であるにもかかわらず、自動車の利用を同居する障害のある二男の通院用に限定し、日々の走行距離や行き先を報告する運転記録票の提出の求めに応じなかったことを理由として生活保護を停止した事件について、津地方裁判所が、2024年3月21日、停止処分を取り消したうえで市に慰謝料等の損害賠償を命じる判決を言い渡し、名古屋高等裁判所も、同年10月30日、地裁の判断を維持し市側の控訴を棄却する判決を言い渡しました。

こうした事件や判決が報道されたり国会で取り上げられたりした結果、厚生労働省は、2024(令和6)年12月25日付け事務連絡「『生活保護問答集について』の一部改正について」を出しました。この事務連絡では、生活保護手帳別冊問答集に「問3-20-2 保有が認められた自動車の他用途への利用」を新設し、その中で、「障害(児)者の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合」には「日常生活に不可欠な買い物等に行く場合についても、社会通念上やむを得ないものとして、原則として自動車の利用を認めて差し支えない」

としています。その他、公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者の通勤や通院等のために保有が認められた自動車の場合は「地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しないと保護の実施機関が認める場合には、自動車の利用を認めて差し支えない」とし、一定の留保を設けつつも利用目的の制限をしないとしています。

このような方針転換は、令和4年事務連絡を事実上撤回したもので、様々な主体による運動の成果として評価できます。

保有を容認された自動車の利用を制限する令和4年事務連絡をきっかけとして、鈴鹿市だけではなく全国各地で生活保護利用者と福祉事務所との間の紛争が発生していましたが、今回の2024(令和6)年12月25日付け事務連絡によってこのような紛争の多くは解決することになります。また、保有容認目的に限らず利用できる以上、運転記録票の提出を求めることは不必要な個人情報の提出を求めるプライバシー侵害にほかならず、各地の福祉事務所はその提出を求めることを直ちにやめるべきです。

一方で、公共交通機関の利用が著しく困難な地域での自動車の利用については、「地域の交通事情や世帯の状況等を勘案して、低所得世帯との均衡を失しない」とする場合を制限的に考えて運用する自治体が出てくることも懸念されます。しかし、公共交通機関の利用が著しく困難な地域では、一般の低所得世帯も日常生活のために自動車が不可欠です。そういった実情を踏まえれば、公共交通機関の利用が著しく困難であることを理由として保有が認められた場合は、ほとんどの事例で利用の制限をすべきではないことになるはずで

す。そもそも、保有容認目的に限定して自動車の利用を認めてきたこれまでの運用は、生活保護利用者が他の低所得世帯よりも劣位にあるべきだとする考え方(劣等処遇論)に基づき、生活保護法3条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」の内容をやみくもに制限的に解釈する前近代的な思想に依拠するものです。

この点については、枚方事件判決(大阪地判平成25年4月19日・賃社1591=1592号64頁)が、「生活保護を利用する身体障害者がその保有する自動車を通院等以外の日常生活上の目的のために利用することは、被保護者の自立助長及びその保有する資産の活用という観点から、むしろ当然に認められる」と述べていました。上記の鈴鹿市生活保護停止事件に対する津地判2024(令和6)年3月21日(裁判所ホームページ掲載)でも、「補足性の観点からしても、原告らの日常生活に不可欠な買物等の必要な範囲において利用することは、むしろ原告らが自立した生活を送ることに資するものであり、本件車両をその範囲で利用することは非難されるべきもの

ではない」としていましたが、その控訴審である名古屋高判同6年10月30日も、「被控訴人らの日常生活に不可欠な買物等の必要な範囲において本件車両を利用することは、むしろ、被控訴人らが自立した生活を送ることに資する面があったというべきであり、補足性の観点からみても、被控訴人らが本件車両を上記範囲で利用することを厳格に制限する指導を行う必要性は低かった」としています。

これらの判決に見られるように、保有を認められた自動車を日常生活に利用することは、生活保護利用者の「自立の助長」に資するものとして法の目的(生活保護法1条)に沿うだけでなく、それを使わずにタクシーなどを利用する場合に比べて費用の節約となり、利用できる資産の活用を求める補足性の原理(生活保護法4条1項)にも合致するものです。以上のことから、事業用を含めて、保有を容認された自動車については利用方法の制限をしないこととするよう、さらに通達を改正すべきです。

### 実は読み方を間違えている漢字30選①

| 漢字  | 間違い   | 正解    | 漢字  | 間違い   | 正解    |
|-----|-------|-------|-----|-------|-------|
| 漸く  | しばらく  | ようやく  | 潔く  | しばらく  | いさぎよく |
| 重複  | じゅうふく | ちょうふく | 割愛  | わりあい  | かつあい  |
| 早急  | そうきゅう | さっきゅう | 押印  | おいしいん | おういん  |
| 貼付  | はりつけ  | ちょうふ  | 礼賛  | れいさん  | らいさん  |
| 間髪  | かんぱつ  | かんはつ  | 年俸  | ねんぼう  | ねんぼう  |
| 代替  | だいがえ  | だいたい  | 月極  | げっきよく | つきぎめ  |
| 汎用  | ぼんよう  | はんよう  | 廉価  | けんか   | れんか   |
| 逝去  | いきよ   | せいきよ  | 役務  | やくむ   | えきむ   |
| 出納  | しゅつとう | すいとう  | 曲者  | まがりもの | くせもの  |
| 各々  | かくかく  | おのおの  | 嫌悪  | けんあく  | けんお   |
| 会釈  | かいしゃく | えしゃく  | 原因  | げいいん  | げんいん  |
| 遵守  | そんしゅ  | じゅんしゅ | 暫時  | ぜんじ   | ざんじ   |
| 施策  | しさく   | せさく   | 忌引き | いびき   | きびき   |
| 依存心 | いぞんしん | いそんしん | 粗利益 | そりえき  | あらりえき |
| 他人事 | たにんごと | ひとごと  | 雰囲気 | ふいんき  | ふんいき  |